

# フランスにおける非財産的権利に関する 遺言執行者の役割

——葬送の自由・著作権人格権を素材として——<sup>1)</sup>

幡野弘樹

- 1 はじめに
- 2 フランスにおける遺言執行者制度の概要
- 3 フランスにおける非財産的権利と遺言執行者
- 4 フランス法のまとめと日本法との比較
- 5 おわりに

## 1 はじめに

日本では、平成30年法律第72号により、相続法の大規模な改正が行われた。その際に、遺言執行者の規定の整備も行われた。筆者は、改正前より、日本の相続法改正の際に参考になるのではないかと考えて、フランスの遺言執行者制度の研究を行ってきた<sup>2)</sup>。しかし、検討を進めていくうちに、フランス法は、今般の相続法改正との関係ではあまり参考にならないのではないかと考えるに至った。なぜかという、フランスの遺言執行者制度は、遺言執行者の権限が原則として弱いものであり、実務上もほとんど用いられていないためであ

---

1) 本稿は、トラスト未来フォーラムにおいて2015年3月から2019年3月まで行った「遺言執行の理論と実態に関する研究」（自主研究（2015年3月～2019年3月）、代表・道垣内弘人教授）研究会における研究成果の一部を公表するものである（ただし、トラスト未来フォーラムに提出する研究報告書（近時公表予定）は、2017年9月に行ったフランスの調査旅行の成果も含まれているが、本稿ではその内容は含んでいない）。研究成果の一部の公表についてご承諾をいただいたトラスト未来フォーラムには、この場を借りてお礼を申し上げたい。

2) 当初の研究として、幡野弘樹「フランスにおける遺言執行者・死後委任」水野紀子・窪田充見編『財産管理の理論と実務』（日本加除出版、2015年）359-385頁。

る。フランスでは、その代わりに、遺言者と遺言執行者の個人的な結びつきが要求される非財産的権利の保護のために、遺言執行者制度が利用されている。具体的には、遺言者が葬送の方法を遺言により指示する場合や、著作者人格権、とりわけ公表権を著作者が遺言執行者に委ねる場合が、遺言執行者制度の主たる利用場面となっている。

このように、研究が進むうちに、フランス法における遺言執行者の研究を行う場合、日本法と比較対象とすべきは、葬送の方法や著作者の死後の人格的利益といった、非財産的事項に関する死後の取り扱いの場面であるということが明らかになってきた。これに対し、葬送の方法、著作者人格権という2つの場面において、日本では相続・遺言といった制度を基本的には用いていない（遺言については、日本でも死後の著作者の人格的利益を保護する者を指定することができる（著作権法116条3項）が、著作者人格権は一身専属権という位置づけが与えられている（著作権法59条））。

本稿の問題関心は、フランスの遺言執行者制度の役割を理解することを目指すことにある（2・3）。その上で、フランスで遺言執行者制度が実際に利用されている場面と日本法とを対比して、これまで日本ではあまりなじみのなかったこれらの非財産的事項を遺言事項とすることの意味やその場面での遺言執行者が果たしうる役割について考察することとしたい（4）。最後に簡単なまとめと今後の課題の提示を行う（5）。

## 2 フランスの遺言執行者制度の概要

はじめに、フランスの遺言執行者制度の概要を紹介し、日本法との対比も行う。なお、本稿では概略を示すのみとし、詳細は過去にこのテーマで公表をした原稿<sup>3)</sup>に譲ることとする。

### (1) 選任

遺言執行者に関する冒頭の規定である、1025条は次のように規定する。

**1025条 ①** 遺言者は、その者の意思の執行を監視し、または実現するため、

---

3) 幡野弘樹・前掲注1)「フランスにおける遺言執行者・死後委任」359-385頁。

- 1 人または数人の完全な能力を享受する遺言執行者を選任することができる。
- ② 自らの任務を承諾した遺言執行者は、それを遂行する義務を負う。
- ③ 遺言執行者の権限は、死亡を原因として移転しない。

遺言執行者は遺言により選任される(1025条1項)。遺言者は、1人または数人を遺言執行者として選任することができる。法人も、遺言執行者になることができる。日本民法では、1010条で利害関係人の請求により家庭裁判所が遺言執行者を選任する可能性を認めているが、フランスでは、遺言執行者が選任されるのは遺言者が遺言により選任をした場合に限られる点が、日仏を比較したときの大きな相違点として挙げることができる。フランスでは、遺言者と遺言執行者の個人的信頼関係が重視されているといえることができる。

遺言執行者制度に精通しているルトゥリエ公証人の公表した博士論文では、公証人へのアンケート調査の紹介がなされており<sup>4)</sup>、どのような場合に遺言執行者が選任されるかをイメージするのに役に立つ。ルトゥリエ氏は、公証人が遺言執行者の選任を勧める場合として、以下のような場合を挙げている<sup>5)</sup>。

第1に、遺言の規定の性質または遺言の執行の方法に関連するものとして、次のような場面を挙げている。

①非財産的な遺言条項(墓、葬儀、ミサなど)、②公益のための非営利団体への包括遺贈、③多数の特定遺贈、④実現が難しい遺言条項がある場合、⑤遺贈に伴う負担がある場合、⑥相続財産の迅速な清算・分配を望む場合、⑦遺産の分配、⑧遺贈を履行するための相続財産である不動産の売却<sup>6)</sup>、⑨未成年者または制限行為能力者への遺贈。

①については、葬儀、埋葬に関する例を挙げているが、それ以外にも後に紹介する著作者人格権に関する問題もある。

第2に、相続開始後に以下のような状況が予見される場合に、遺言執行者の

---

4) F. Letellier, *L'exécution testamentaire*, thèse Paris II, Defrénois, 2004, n° 11 et s.. 1998年9月から1999年2月の間にアンケートがなされ、212人の公証人から返答があった。なお、1999年時点のフランス公証人数は、7673人である。

5) F. Letellier, *supra* note 4, n° 16. なお、リストに挙げつつも、ルトゥリエ氏が遺言執行者の任務として適切でないと評価するものについては除いている。

6) 2006年法律後は、後に紹介する通り、遺留分を有する相続人がいない場合のみ、遺言執行者に不動産を売却する権限が認められている(1030条の1第1項)。ルトゥリエ氏の博士論文は、2006年改正前に公表されたものである。

選任を勧めることがあるとしている。

⑩相続人間の不和，⑪個人的な書類，手紙等の選別，⑫遺言の破棄・隠匿のおそれ，⑬財産の多様性，複雑性，⑭家族の不在。

近時の実務書を見ても，遺言執行者を利用する場面として，次のような場面を指摘している<sup>7)</sup>。

①遺言の履行義務を負う者（相続人，包括受遺者）が遠隔地にいる，場所がわからない，②遺贈の履行義務を負う者が履行する意思がない，③非財産的な遺言について履行義務を負う者が履行する意思がない（埋葬の方法，ミサの方法），④負担付き遺贈がなされたが，負担の不履行を主張する第三者がないとき，相続人が履行するよう求める意思がないとき。

ルトゥリエ氏は，遺言執行者の道徳的な役割を強調している。同氏は，「遺言執行者の人格は，相続人や受遺者に対する権威としての役割を有し，遺言執行者は，基準であり，行動指針であり，聞く耳を持つ人であり，相続における良心である」と述べている<sup>8)</sup>。相続法の教科書においては，遺言執行者となるのはしばしば遺言者の友人であると指摘されている<sup>9)</sup>。

## (2) 権 限

2006年6月23日法律は，遺言執行者の権限につき，大きく2つのカテゴリーに分けている。第1が通常の任務であり，遺言執行者は，いくつかの権限については法律上当然に付与される。第2が補強された任務であり，遺言者は，遺言執行者の任務を拡張することができる。

### (a) 通常の任務

第1の通常の任務について，遺言執行者に関する冒頭規定で遺言の執行を「監視する」（1025条1項）という文言が用いられている。すなわち，遺言執行者自身が遺言の内容を実現するのではなく，きちんと相続人が履行することを監視するというのが，遺言執行者の第一の任務である<sup>10)</sup>。そのため，遺言執行者に認められる権限は，限定されたものである。1029条がこの点について規定する。

7) M. Grimaldi (éd.), *Droit patrimonial de la famille*, Dalloz Action, 2015-2016, n° 323. 131.

8) F. Letellier, *supra* note 4, n° 17.

9) Ph. Malaurie et C. Brenner, *Droit civil: Les successions, les libéralités*, Defrénois, 8<sup>e</sup> éd., 2018, n° 537.

1029条 ① 遺言執行者は、遺言の十全な執行のために有益な保存措置を講じる。

② 遺言執行者は、相続人の立会いの下で、または相続人を適法に呼び出したのちに、第789条に規定された方式において、相続財産の目録を調整させることができる。

③ 遺言執行者は、相続財産の緊急の負債を弁済するのに十分な資金がない場合には、動産の売却を要求することができる。

遺言執行者自身ができることは保存行為である。保存行為の内容としては、とりわけ積極財産の隠匿や着服を防ぐための措置が重要であるといわれている<sup>11)</sup>。1029条2項の目録を調整させる権限も、同様の目的を持つ権限である。

---

10) 議論の前提として、遺贈について、誰に対して引渡し請求を行うかについてここで説明をする。フランス法においては、包括遺贈と包括名義の遺贈の区別が存在する。包括遺贈とは、遺言者がその死亡時に残す財産の総体を1人または数人の者に与える遺言による処分(1003条)を指す。相続人と同様、相続財産全体に対して包括的な権利を付与している点に特徴を有する。これに対して、包括名義の遺贈とは、遺言者が、法律がその者に処分することを許す財産の2分の1、3分の1のような割合持分またはそのすべての不動産、またはそのすべての動産、またはそのすべての動産もしくはそのすべての動産の一定の割合部分を遺贈するもの(1010条1項)である。

包括遺贈の引渡し請求については、遺留分権を有する相続人がいる場合といない場合とに分けて規律されている。遺留分権を有する相続人がいる場合、それらの相続人が、遺言者の死亡により、相続財産のすべての財産の遺産占有 *saisine* を法律上当然に取得する。そして、包括受贈者は、遺言に含まれる財産の引渡しを相続人に対して請求する義務を負う(1004条)。遺留分を有する相続人がいない場合については、さらに遺言が公証証書遺言か自筆証書あるいは秘密証書遺言かにより区別される。公証証書遺言の場合、包括受遺者は、引渡し請求する義務を負うことなしに、遺言者の死亡により法律上当然に遺産占有を取得する(1006条。Ph. Malaurie et C. Brenner, *supra* note 9, n° 573)。これに対して、自筆証書遺言、秘密証書遺言の場合、かつては裁判所で占有付与 *envoi en possession* の手続き経なければならなかったが(旧1008条)、2016年11月18日法律により公証人のみが関与する手続きへと簡略化されるに至っている(旧1008条は廃止され、1007条に新たな手続きが規律されている)。新たな手続きでは、公証人が包括受遺者に遺産占有を取得するための要件が満たされるか確認した上で、利害関係人による異議申立てに備えて公示がなされることとなった。異議が申し立てられた場合、裁判所が占有付与を行うことになる(Ph. Malaurie et C. Brenner, *supra* note 9, n° 574)。

包括名義の遺贈の引渡しについてみると、包括名義の受遺者は、遺留分を有する相続人がいる場合にはそれらの者に対して、遺留分を有する相続人がいない場合には包括受遺者に対して、包括受遺者もいない場合にはその他の相続人に対して、引渡し請求をする義務を負うことになる(1011条)。

特定遺贈の場合は、包括名義の受遺者についての1011条にしたがって、引渡し請求を行う(1014条)。

11) M. Grimaldi, *supra* note 7, n° 323.152.

さらに、相続財産の緊急の負債を弁済するのに十分な資金がない場合という限定が付されているが、動産の売却を要求する権限も有している。この権限も、それにより差押え、利息や遅延損害金の支払いを防ぐという意味で保存行為の一種に位置付けることができる<sup>12)</sup>。

さらに、1028条は、遺言または遺贈の有効性または執行に異議がある場合に、遺言執行者に遺言または遺贈の有効性を訴訟で主張する権限を認めている。

**1028条** ① 遺言執行者は、遺言または遺贈の有効性または執行に異議がある場合、訴訟に参加する。

② すべての場合において、遺言執行者は、有効性を主張するために、または係争中の条項の執行を要求するために介入する。

また、破毀院第1民事部2008年5月15日判決は、「遺言執行者は、受遺者の名において、受遺者の集团的な利益のために、遺言者の意思の履行を相続人から獲得するために訴訟を提起する権限を有する」と判示している<sup>13)</sup>。本判決は2006年6月23日法律改正前の法律が適用される事案ではあるが、改正後も引用の対象となっている<sup>14)</sup>。

以上のように、フランス法における遺言執行者の権限は、相続人が遺言の執行をするのを「監視」するにとどまっており、日本民法1012条2項の「遺言

---

12) F. Letellier, *J.-cl. civil*, V° Testaments, Exécuteur testamentaire, n° 40.

13) Cass. 1<sup>re</sup> civ., 15 mai 2008, D. 2008. 2250, obs. M. Nicod; *RTD civ.* 2008 522, obs. M. Grimaldi. 事案は、次のようなものである。被相続人Aは、最初の婚姻によりもうけた唯一の娘Yに相続分の前渡しとして生前贈与をした。その他にも、被相続人は、再婚をした妻Bとパスツール財団にそれぞれ自由分の5分の4と5分の1の割合で包括名義の遺贈をした。さらに、特定遺贈もいくつかしていた。このような状況の下、Yは、相続放棄をした。2001年12月3日法律による相続法改正前は、Yの子Cは、代襲相続人ではなく第2順位の直系単属として相続人となる。その場合、放棄をしたYへの贈与は第三者への贈与となり、自由分に充当される。この事案では、それにより相続財産の自由分はすべてYへの生前贈与に充当されることとなり、自由分を対象とした包括遺贈はすべて無意味なものとなった。そこで、Aの遺言執行者Xが、Yの相続放棄は許害的なものであり無効であると主張して訴訟を提起した。なお、破毀院はYの相続放棄の効果を認めている。ただし、現行法（2001年12月3日法律および2006年6月23日法律による改正後）においては、Aの孫Cは、母Yの代襲相続人として相続することになり（754条1項）、Yに対する生前贈与はCの遺留分に充当されることになる（754条3項）。

14) たとえば、Ph. Malaurie et C. Brenner, *supra* note 9, n° 540; M. Grimaldi, *supra* note 7, n° 323.152.

執行者がある場合には、遺贈の執行は、遺言執行者のみが行うことができる」と規定する日本法よりもはるかに小さいといえることができる。フランスでは、以下にみるとおり、遺言執行者の権限を拡張することができるが、その場面は限定されている。

(b) 拡張された任務

第2に、遺言者は、遺言執行者の権限を拡張することができる。どのような権限を遺言執行者に付与できるかは、遺留分を有する相続人<sup>15)</sup>がいるかいないかにより分かれる。

遺留分を有する相続人がいるとき、遺言執行者の任務の拡張は、相対的に限定されている。1030条は、遺言執行者に2つの権限を与えることができるとしている。

**1030条** 遺言者は、遺言執行者に、自由分の範囲内において、相続財産である動産の全部または一部の占有 possession を取得する権限、および特定遺贈の弁済をするために必要な場合にはその動産を売却する権限を与えることができる。

すなわち、同条は、①動産の全部または一部を占有 possession する権限と②特定遺贈の弁済をするために必要な場合に、その動産を売却する権限を付与できるとしている。ただし、いずれも遺留分の及ばない自由分の範囲内に制限される。2006年改正前の旧1026条および1027条によれば、遺言者は、遺言執行者に遺留分の制限なく動産の遺産占有 saisine を与えることができ、遺言執行者は、相続人が金銭の遺贈の弁済をしない限り、相続人に対して動産の占有権の移転を拒むことができた。これに対し、現1030条は、立法者が、遺留分を有する相続人に対してそこまで強い権限を与えることを望まなかったことを意味する。

遺留分を有する相続人がいないとき、遺言執行者はより広範な権限を有する。この点は、1030条の1が規定している。

**1030条の1** ① 承認をした遺留分のある相続人がいない場合、遺言者は、相

---

15) 遺留分権利者となるのは、直系卑属(913条)と配偶者(914条の1。ただし、配偶者は直系卑属がない場合のみ)である。子の遺留分は、被相続人が、子を1人残した場合は1/2、2人残した場合は2/3、3人以上残した場合は3/4である(913条)。配偶者の遺留分は1/4である(914条の1)。

続財産である不動産の全部または一部を処分する権限、元本を受け取りまたは投資する権限、負債および負担の支払いをする権限および相続人と受遺者の間で残存財産の分与または分割を行う権限を与えることができる。

② 相続財産である不動産の売却は、遺言執行者により相続人に通知された後でなければ、行うことができない。これに反してなされた売却は、対抗不能となる。

このように、遺言者が遺言執行者に「相続財産である不動産の全部または一部を処分する権限、元本を受け取りまたは投資する権限、負債および負担の支払いをする権限および相続人と受遺者の間で残存財産の分与または分割を行う権限」を与えることを認めている。このような権限が付与された場合、遺言執行者は、一種の「清算人 liquidateur」としての地位が与えられているといえる<sup>16)</sup>。これらの権限を与えられた遺言執行者がいる場合、相続人は、遺産占有を有することに基づいて認められていた管理権限の大部分を失うといえる。さらに、2016年11月18日法律は、1030の2を新設し、公証証書遺言により1030条および1030条の1に規定されている権限が付与された場合、その履行については占有付与の手續を不要としている。なお、被相続人に対して提起された訴訟に対して防御権を行使する権限は、相続人に残される<sup>17)</sup>。

以上のように、フランスでは、遺留分を有する相続人がいないというごく限定的な場合のみ、遺言執行者により広範な権限を与えている。遺言者執行者の権限を全般的にとらえた場合に、日本法よりも弱い権限しかないことは明らかである。

### (3) 任務の終了

通常の任務であれ拡張された任務であれ遺言の開封から2年で終了する。ただし、裁判官は延長を認めることができる。1030条および1030条の1に規定された任務について、裁判官が認めることができる延長は最大1年間である。

1031条 1030条および1030条の1に規定された権限は、遺言の開封から2年

16) Ph. Malaurie et C. Brenner, *supra* note 9, n° 541.

17) F. Terré, Y. Lequette et S. Gaudemet, *Droit civil: Les successions, les libéralités*, Dalloz, 4<sup>e</sup> éd., 2014, n° 470.

を超えない期間の間、付与することができる。裁判官は、1年の延長を認めることができる。

**1032条** 遺言執行者の任務は、裁判官による延長の場合を除いて、遺言の開封より最大2年で終了する。

したがって、遺言執行者の権限の拡張を認める場合については、最大3年という期間期限があることになる。これに対して、通常の任務については、裁判官は、遺言の執行に必要であれば、制限なく延長を認めることができる。

任務が終了した場合については、1033条が規定する。

**1033条** ① 遺言執行者は、任務終了後6月以内に報告を行う。

② 遺言の執行が執行者の死亡により終了した場合、報告義務はその相続人が負う。

③ 遺言執行者は、無償受任者の責任を負う。

任務終了後6か月以内に、遺言執行者は相続人に対して報告を行わなければならない(1033条1項)。そして、遺言執行者は、無償受任者と同様の責任を負うとしている(同条3項)。ただし、1033条の1が、報酬を受け取る可能性を認めており、報酬を受け取る場合には、より厳しい基準で遺言執行者の責任は判断されることとなろう。1033条の1は次のように規定する。

**1033条の1** 遺言執行者の任務は、処分者の権能およびなされた役務を考慮して特定名義の恵与がなされた場合を除いて、無償である。

### 3 フランスにおける非財産的権利と遺言執行者

#### (1) 問題意識

以上のように、フランス法の遺言執行者の権限はそれほど強いものではない。とりわけ、遺留分を有する相続人がいる場合、遺産占有 saisine が付与されるのは、遺言執行者を指定していてもあくまでも相続人であるために、遺言執行者の権限は限定されたものにならざるを得ない。

フランスの遺言執行者制度について興味深いのは、實際上、遺言者が非財産的な任務を実現するために遺言執行者を指名する場面が多いことである。もっとも、外からフランス法を眺めた場合、説明が必要な前提がいくつかあるよう

に思われる。すなわち、日本では一般に被相続人の一身に専属した権利として相続の対象となしえないと考えられる問題について、フランスではなぜ非財産的権利に遺言事項にするのか、そして遺言執行者に役割を与えることにどのような意味があるのかといった問いに対する考察が必要であるように思われる。本節ではこの点に焦点を当てることとしたい。具体的には、葬儀、埋葬の方法に関する問題と、著作者死亡後の著作者人格権の帰趨に関する問題を扱うこととしたい。このような検討は、被相続人に帰属していた非財産的権利、とりわけ人格的な権利・利益の帰趨という問題の一環をなすものである。そのような問題群の中で、本稿では被相続人が生前指名した者に自らの死後の人格的問題についての処遇を委ねることの意義、有用性に焦点を当ててみたい。

## (2) 葬儀、埋葬と遺言執行者

葬儀の自由に関する1887年11月15日の法律3条は、次のように規定する。

- 3条 ① すべての遺言能力のある成人および解放未成年者は、とりわけ葬儀に付与する非宗教的あるいは宗教的性質に関する葬儀の条件、および埋葬の方法を決定することができる。
- ② その者は、これらの条項の履行を監視する任務を1あるいは複数の者に与えることができる。
- ③ 遺言、または公証人の前であるいは私署証書において遺言の形式でなされた宣言において示されたその者の意思は、財産に関する遺言条項と同様の効力を有する。その意思は、撤回の条件に関する同様の規律に服する。

葬儀の方法に関する問題は、遺言者の財産の問題とは異なり、それを履行することに直接の利益を有する者はいないのが一般である。しかし、1887年法律は、自らの葬儀の条件および埋葬の方法について、自ら決定する権限を認めるとともに、それらについて定めた条項の履行を監視する任務のある者に付与することを認めている<sup>18)</sup>。ルトゥリエ氏は、このような任務を果たすのに、遺言執行者は最適であると述べている<sup>19)</sup>。なぜなら、受遺者にこのような任

---

18) 大石眞教授によれば、1887年法律には、反教権主義・反カトリック立法としての位置づけが与えられており、この法律によりそれまで一般的であった土葬の他に火葬が承認されるに至ったとされる（大石眞「宗教放棄としての墓地理葬法——フランスの葬儀・墓地理葬法制を手がかりに——」法学論叢170巻4・5・6号（2012年）12-13頁）。

19) F. Letellier, *supra* note 4, n° 306.

務を付与した場合に、その任務を軽視する場合があるからである。遺言執行者が葬儀の条件の条項の履行を監視する任務を負っているにもかかわらず、家族内部で葬儀の方法について意見が一致しない場合には、遺言執行者はレフェレ裁判官に適切な措置を求めることができる<sup>20)</sup>。なお、刑法典 433-21-1 条は、死者の意思あるいは裁判所の決定を知らず、葬儀に死者の意思あるいは裁判所の決定に反する性質を与えた者に対して、6か月の禁固および7500ユーロの罰金を科している。

遺言執行者の問題と若干離れるが、以下の点を補足しておく。葬儀の条件等についての死者の意思は、遺言により表明されていなくてもよいとするのが判例の立場である。たとえば、書簡が残されていた場合にも、そこで表明された意思の尊重を命じる判決がある<sup>21)</sup>。死者の意思が表明されていない場合には、裁判所は、誰が死者の意思を最もよく知る者かを探さなければならない。場合によっては、死者の友人の証言にしたがって、裁判所が葬儀の方法を命じる場合もある<sup>22)</sup>。一般的には、配偶者が死者の意思を解釈するのに最もふさわしいとされている<sup>23)</sup>。また、葬儀費用は相続財産が負担する。相続財産では費用を賄えない場合、相続人がその資産に応じて負担する<sup>24)</sup>。この債務は、子の父母に対する名誉および尊重を義務付ける 371 条、夫婦間の尊重義務を定める 212 条、そして扶養義務を定める 212 条に基づくとする学説がある<sup>25)</sup>。

### (3) 著作者人格権と遺言執行者

#### (a) 著作者人格権の類型とその相続性

---

20) F. Letellier, *supra* note 4, n° 308.

21) Cass. 1<sup>re</sup> civ., 9. nov. 1982, *Bull. civ.* 1982, I, n° 326; D. 1986 inf. rap. p.276, obs. D. Martin. 「この法文は、遺言がない場合であっても、死者により表明された葬儀および埋葬に関する意思は尊重されることを意味している」と判示する（書簡があった事案）。

22) Cass. 1<sup>re</sup> civ., 27 mai 2009, *Bull. civ.* I, n° 106. 死者の両親と夫の間で葬儀の方法について意見が分かれていた事案で、死者の長年の友人の証言にしたがって、夫が支持するイスラム教式の葬儀を認めた事案である。

23) Cass. civ., 31 mars 1981, *Bull. civ.* I, n° 114. Ph. Malaurie et C. Brenner, *supra* note 7, n° 34 も参照。

24) Cass. 1<sup>re</sup> civ., 14 mai 1992, *Bull. civ.* I, n° 140; D. 1992. 247, note J.-F. Eschylle. 「相続積極財産で葬儀費用を賄うことができない場合、尊属に対して扶養義務を負う子は、たとえ相続放棄をしたとしても、その資産に応じて葬儀費用を負担しなければならない」と判示する。

25) Ph. Malaurie et C. Brenner, *supra* note 9, n° 34.

知的財産法典 L.121-1 条以下には、作者の精神的権利に関する一連の規定が置かれている。まず、L.121-1 条から L.121-3 条を見てみよう。

- L.121-1 条** ① 著作者は、その氏名、質およびその作品の尊重に対する権利を有する。  
② この権利は、著作者の人格に付随する。  
③ この権利は、死亡を原因として、著作者の相続人に移転しうる。  
④ その行使は、遺言の条項により、第三者に委託することができる。

- L.121-2 条** ① 著作者のみが、その作品を公表する権利を有する。L.132-24 条の規定の留保の下で、著作者は公表の方法を定めるとともに、公表の条件を定める。  
② 著作者の死後、作品の公表権は、著作者に指名された遺言執行者によりその者の生存中は行使される。遺言執行者がいない場合、あるいは遺言執行者の死亡後、著作者が反対の意思を表示した場合を除いて、この権利は、以下の順位のもとで行使される：卑属、確定した別居判決がなく、新たな婚姻をしていない生存配偶者、相続財産の全部または一部を受け取る卑属以外の相続人および包括受遺者または将来財産全体の受贈者。  
③ この権利は、L.123-1 条が規定する排他的利用権の消滅後も行使できる。

- L.121-3 条** ① L.121-2 条が規定する死亡した著作者の代理人による公表権の行使あるいは不行使の明らかな濫用の場合、大審裁判所は、すべての適切な措置を講じることができる。上記の代理人間の紛争、知られた承継人の不在、相続人の不存在 *vacance*<sup>26)</sup>、失権 *déchérence*<sup>27)</sup> の場合も同様である。  
② 特に文化を担当する大臣は、裁判所に提訴することができる。

複製権などの著作者の財産的な権利は、著作者の死亡により相続法の規律にしたがって移転する<sup>28)</sup>。その存続期間は、作者の死亡後 60 年間である (L.123-1 条 2 項)。ここでは、著作者人格権が著作者の死亡後、どのような帰趨を

---

26) 相続人の不存在の場合は、相続財産の管理人により相続財産が管理される (民法 809 条、809 条の 1)。

27) 失権の場合には、相続財産は国家に帰属する (811 条)。失権は、相続人がいない場合と相続財産が放棄された場合に生じるが、相続人の不存在と失権は区別されている。実際には、相続財産の不存在の制度は、相続財産が債務超過の場合に用いられている (Ph. Malaurie et C. Brenner, *supra* note 9, n° 290)。

28) ただし、L.123-6 条は、生存配偶者に複製権等に対する特別の用益権を認めている。詳しくは、M. Grimaidi, *Droit des successions*, Lexisnexis, 7<sup>e</sup> éd., 2017, n° 272。

たどるのかについて見ていくことにする。

著作者人格権は、いくつかの種類に分類される。主なものとしては、以下の権利がある。

第1に、公表権(L.121-2条)がある。著作者は、自らの著作物をいつ、どのような形式で他者に最初に伝えるかを判断できる唯一の者である。著作者は、この点について専横的な権限を有する。公表権は、いったん公表をした後には消滅する。いったん公表した後は作品の利用権の問題となり、もはや公表権の問題ではなくなる<sup>29)</sup>。

第2に、氏名表示権 *droit de paternité* (L.121-1条)がある。氏名表示権とは、著作者が自らの氏名を自らの著作と結びつけることを要求することにより、自らの創作者としての地位を表示する権利である<sup>30)</sup>。

第3に、同一性保持権(L.121-1条)がある。この権利により、著作者は、創作物の完全性やその精神を保持することが可能になる。たとえば、第三者は、著作者の同意がない限り、誤った解釈のもと著作物を再利用したり、改変したり、分断したり、構造を変えたりすることはできない<sup>31)</sup>。

第4に、撤回権(L.121-4条)がある。L.121-4条第1項は、「その利用権の譲渡にもかかわらず、著作者は、たとえその作品の公表後であっても、譲受人に対する撤回の権利を有する」と規定する。契約の拘束力を侵害するものであるため、この権利は、権利を侵害された譲受人に対する事前の賠償なしには行使しえない(L.121-4条第2項)。

これら4種類の著作者人格権のうち、氏名表示権と同一性保持権についてはL.121-1条第3項により相続人に対する権利の移転が認められている。公表権についてもL.121-2条によりその死後の移転の仕方について規律されている。これに対し、撤回権については、著作者の死後に関する規定がない。したがって、撤回権は著作者のみに帰属し、著作者の死亡後には何人も行使しえないことになる。死後にも存続する著作者人格権については、L.121-1条およびL.121-2条第3項により、権利は永続する<sup>32)</sup>。

---

29) N. Binctin, *Droit de la propriété intellectuelle*, LGDJ, 5<sup>e</sup> éd. 2018, n° 130.

30) N. Binctin, *supra* note 29, n° 132.

31) N. Binctin, *supra* note 29, n° 136.

32) F. Pollaud-Dulian, *J.-cl. Propriété littéraire et artistique*, V<sup>o</sup> Droits des auteurs. Successions, n° 3.

(b) 死後の公表権の行使と遺言執行者

L.121-2 条は、公表権について遺言執行者を第1順位で帰属させる特別の規律をもうけている。この規律は、他の著作者人格権には拡張されない<sup>33)</sup>。ルトゥリエ氏は、この特別の規律を2つの観点から説明する<sup>34)</sup>。第1に、著作者と遺言執行者の間には信頼関係があることから説明できるとする。先に紹介したように(2(1))、フランスの遺言執行者は遺言によってのみ選任され、遺言者の意思とは別に裁判所により選任されることはない。したがって、著作者と遺言執行者の間には、生前に信頼関係が築かれていたと推定することができる。第2に、非財産的な権利である公表権と財産的な権利である利用権を分離する必要性から説明できるとする。とりわけ著名な著作者の作品であれば、公表すると財産的な利益が生じる。仮に公表権と利用権が同一人に帰属する場合、たとえ著作者が公表を望んでいなくても、公表するインセンティブが働く。これに対して、遺言執行者が公表権のみを有する場合、経済的利益とは独立して公表権を行使することが可能になる<sup>35)</sup>。

著作者が遺言執行者を指定した場合、遺言執行者のみが作品の公表の可否について判断できる。もっとも、L.121-3 条にあるように、公表権の行使または不行使に濫用がある場合には、大審裁判所は適切な措置をとることができる。

遺言執行者は、その者の死亡まで公表権を行使できるが、遺言執行者の死後も L.121-2 条が規定する順位にしたがって帰属することになるのか、それとも相続法の一般原則に戻って帰属するのかについては議論があるが結論は出ていない。少なくとも、L.121-2 条のリストが尽きた場合には相続法の一般原則に戻るとする点には異論がないようである<sup>36)</sup>。

(c) 死後の公表権以外の著作者人格権の行使

氏名表示権、同一性保持権について、判例は、「著作者の氏名、質およびその作品の尊重に対する権利は、相続権の帰属に関する通常の規律にしたがっ

33) Cass. 1<sup>er</sup> civ. 11 janvier 1989, *JCP* 1989 II, n° 21378, obs. A. Lucas.

34) F. Letellier, *supra* note 4, n° 330.

35) なお、破毀院第1民事部 2010年3月25日判決は、遺言執行者に「その者のみが、父の作品の死後の公衆への公表、出版社の選択および出版の条件を決定することができる」と判示した(Cass. 1<sup>er</sup> civ., 25 mars 2010, *JCP* G 2010. 439, note Ch. Caron)。パンクタン教授は、この判決は、公表権と知的財産の利用方法を直接的に結び付けており、公表権の財産権化をもたらしているが、両者を混同すべきではないと主張する(N. Binctin, *supra* note 29, n° 150)。

36) F. Pollaud-Dulian, *supra* note 32, n° 28.

て、死亡により相続人に移転する」<sup>37)</sup>と判示している。これらの権利の特定遺贈も可能であり<sup>38)</sup>、包括遺贈をした場合、遺留分を有する相続人がいたとしても包括受遺者にこれらの権利は移転する<sup>39)</sup>。

つまり、著作者にはこれらの権利を行使する者を決定する自由がある。なお、L.121-3条のような特別な規律がないため、遺言執行者がこれらの著作者人格権を行使することはできない。ただし、受遺者がこれらの権利を行使する際、遺言執行者はそれを監視する権限を有する<sup>40)</sup>。

L.121-1第3項は、著作者の死亡後の権利帰属について定めているが、同項により権利帰属した者の死亡後の権利帰属はどうなるのか。パリ控訴院1972年6月14日判決は、精神的権利の永続性にかんがみ、同条項の「相続人」には、相続人の死亡後の相続人も含まれ、その後も制限なく死後の権利帰属を含める形で解すべきであるとする<sup>41)</sup>。

(d) 著作者人格権が複数の者に帰属する場合

著作者人格権が複数の者に帰属する場合、破毀院第1民事部2005年2月15日判決は、権利者の1人が単独で訴えを提起することができるとする<sup>42)</sup>。この判決は、氏名表示権が問題になったケースであるが、権利者の1人による権利行使に対し他の権利者に異議がある場合には、条文上は公表権に限定されているにもかかわらず、L.121-3条の権利濫用を主張することになると解されている<sup>43)</sup>。なお、公表権について、共著書の事案で全員の合意を要求するとともに、死後の公表権の行使の場面でも共同権利者全員の合意を要求する学説がある<sup>44)</sup>。

---

37) Cass. 1<sup>re</sup> civ. 11 janvier 1989 précitée.

38) CA Paris, 13 oct. 2015, n° 14/08900: *Propr. intell.* 2016, p.42, obs. A. Lucas.

39) Cass. 1<sup>re</sup> civ., 17 déc. 1996, *Bull. civ.* I, n° 461; *RIDA* avr. 1997, p.265; *JCP G* 1997, II, 22888, obs. J. Ravanas.

40) F. Letellier, *supra* note 4, n° 335.

41) CA Paris, 14 juin 1972, *RIDA* oct. 1972, p.135; *RTD com.* 1972, p.898, chron. Desbois.

42) Cass. 1<sup>re</sup> civ., 15 févr. 2005, n° 03-12.159, *JurisData* n° 2005-026970; *Bull. civ.* I, n° 84; *RTD com.* 2005, p.316, obs. F. Pollaud-Dulian. この事件については、ジャック・ラリュー (マルセロ・デ・アウカントラ訳)「画家、家族及び著作権」水野紀子・窪田充見編『財産管理の理論と実務』(日本加除出版, 2015年) 557-558頁に詳しい説明がある。

43) F. Pollaud-Dulian, *supra* note 32, n° 32. ジャック・ラリュー・前掲注 41) 558頁も同様の解釈を提示する。

44) F. Pollaud-Dulian, *supra* note 32, n° 31.

## 4 フランス法のまとめと日本法との比較

3の冒頭で、「フランスではなぜ非財産的権利に遺言事項にするのか、そして遺言執行者に役割を与えることにどのような意味があるのか」という問いを提示した。以下では、これらの問いに対する検討をしつつ、日本法との比較も行うこととする。

### (1) 非財産的権利の死後の帰趨に関する遺言執行者の役割

まず、後者の問いについて、①葬儀・埋葬の場面で「条項の履行を監視する任務」を負う者を必要とする理由、および②著作者の死後の公表権（遺言による権利移転が可能なのは公表権に限らないが、ここでは最も遺言執行者の役割を特徴的に示す公表権を対象を限定することとする）で遺言執行者に優先的順位を付与する理由に限定して検討する。

①・②いずれの点についても、死者の希望を実現するか否かにより、相続人に財産面での影響がある場面であるということが出来る。

①の葬儀・埋葬の場面では、死者の生前の葬儀・埋葬に関する希望を叶えることにより、相続人に財産的な負担が生じる場合がある。②の公表権に関しても、公表権を行使することにより、著作者の相続人は自らに帰属する著作者の財産権から財産上の利益が生じる場合がある。つまり、どちらも財産上の利害が相続人の判断を方向付ける可能性がある。このような場面で、死者に近い存在に死者の意思を尊重する役割を与えるニーズがあるといえる。そのようなニーズに応える存在が「条項の履行を監視する任務」を負う者たる遺言執行者であるということになる。

なお、日本法との関係では、日本において葬儀費用は誰が負担するのかという問題がある。この点について、東京地判昭和61・1・28判タ623号148頁は、「葬式費用は、特段の事情がない限り、葬式を実施した者が負担すると解するのが相当であるというべきである。」と判示しており、「葬式を実施した者」を原則的な負担者としている。名古屋高判平成24・3・29裁判所ウェブサイとも、「葬儀費用とは、死者の追悼儀式に要する費用及び埋葬等の行為に要する費用（死体の検案に要する費用、死亡届に要する費用、死体の運搬に要する費用及び火葬に要する費用等）と解されるが、亡くなった者が予め自らの葬儀に

関する契約を締結するなどしておらず、かつ、亡くなった者の相続人や関係者の間で葬儀費用の負担についての合意がない場合においては、追悼儀式に要する費用については同儀式を主宰した者、すなわち、自己の責任と計算において、同儀式を準備し、手配等して挙行した者が負担し、埋葬等の行為に要する費用については亡くなった者の祭祀承継者が負担するものと解するのが相当である。」としている。したがって、日本では、葬送方法の決定者と費用負担者が同一人とする構造を有しており、葬儀費用を相続財産の負担とするフランス法との相違点が存在するといえる。

## (2) 非財産的権利を遺言事項とする意義

次に、「フランスではなぜ非財産的権利に遺言事項にするのか」という問いについても、①葬儀・埋葬に関する事柄を遺言事項とする理由と②著作者の公表権、氏名表示権および作品の尊重に対する権利を遺言事項とする理由に分けて検討することとする。

まず、①死者が(生前に)葬儀・埋葬の方法を選択する自由は、フランスでは刑事罰を用いてでも実現すべきである自由として位置付けられている。しかし、死者はそれを自ら履行する術を持たない。そこで、死後に効力を持つ形で他者に履行を促す権限を与える必要性があることになる。

この点、日本においても、葬儀・埋葬の(死者の)自由について、さまざまな形で問題にはされている。たとえば、墓地、埋葬等に関する法律1条に「この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。」と規定されているながら、運用の実態などに鑑みて、同法を宗教法規として位置付けうることがあまり明確に意識されていないと指摘する学説が現れている<sup>45)</sup>。また、NPO法人「葬送の自由をすすめる会」が自然葬<sup>46)</sup>を推進する立場から散骨の自由を主張し、そのような実践を行っている。これに

---

45) 大石真・前掲注18) 5頁。

46) 同会は自然葬を「墓でなく海や山などに遺灰を還すことにより、自然の大きな循環の中に戻帰していこうとする葬送の方法の総称である。狭義にとらえると散骨と同義であり、広義にとらえると風葬、鳥葬、水葬、火葬、土葬、植樹葬、冷凍葬など自然に回帰するような葬り方全般を指すというとらえ方もある。」と定義する(同会のホームページ <https://www.shizensou.net/shizensou/> (2019年12月11日アクセス))。

対して、地域住民への不快の念を与えるおそれや、農漁業産物への風評被害をもたらすおそれなどを理由に、散骨を条例により規制する例もある<sup>47)</sup>。さらに、ある Q & A 形式の書物では、「同居中の舅や姑と一緒にのお墓に入りたくありません。遺言書でそういうことを書いておけば大丈夫でしょうか。」という問いに対して、「遺言事項ではない。ただし、自分の希望をかなえてくれる人に祭祀承継者を遺言で指定しておけば、希望がかなう可能性が高い。ただし、祭祀承継者もその希望をかなえる義務を負うわけではない。」という返答が与えられている<sup>48)</sup>。このように葬儀・埋葬の（死者の）自由についての議論があるとともに、この問題が具体的な問題を通じて意識されるに至ってはいるが、今後も議論を継続すべき課題であるように思われる。

日本においてこの問題を議論する際に意識すべきは、葬儀費用の負担者が誰かという問題も少なからず重要性を持つという点である。先に述べたとおり、フランスとは異なり、日本では、葬儀費用の負担者は相続財産ではなく、原則として葬送方法の決定者であると解されている。死者（の生存中）に葬儀・埋葬の自由を付与するのであれば、葬儀費用を相続財産に負担させることにしないと、論理的な一貫性が損なわれることになる。ただし、フランス法においても、葬儀費用を相続財産では賄えない場合、相続人が負担することになっている。相続人が一部であれ葬儀費用を負担する場面でも、死者の葬送の自由をどこまで保護することができるのか、仮に日本で葬送の自由を保護し、死者の望む葬送方法を実現するとともに、葬儀費用を相続財産の負担とする原則を採用した場合にも、検討すべき問題である。

次に、フランスにおいて、②著作者の公表権、氏名表示権および作品の尊重に対する権利（遺言による権利移転が可能なのは公表権に限らない）を遺言事項とする理由としては、相続・遺言といった構成を採用することで、著作者人格権はあくまでも著作者の権利であるという位置づけを純化できるという点を指摘できる。もっとも、死後間もなく行われることが予定される葬儀・埋葬とは異なり、著作者人格権の保護は、著作者の死亡後長期間に及ぶことが予定される。その点について、どのような対処が必要かについても意識をする必要があ

47) 森茂『日本の葬送・墓地 法と慣習』（法律文化社、2013年）76頁。

48) 葬送法研究会『くらしの法律相談 お墓の法律 Q & A』（有斐閣、1994年）133-134頁。なお、葬送法研究会とは、第二東京弁護士会の若手を中心とした組織である。

る。

この点について日本法と比較をすると、さまざまな差異を指摘することができる。日本では、著作者人格権の一身専属性を認め相続性を否定しながらも、著作者人格権の侵害に対する回復のための請求権について、遺言により遺族以外の者が行使する余地を認めている。具体的な規定を見てみよう。

日本の著作権法 59 条および 60 条は、次のように規定する。

**59 条** 著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。

**60 条** 著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなった後においても、著作者が存していたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。

60 条の趣旨については、学説上争いがある。学説は多岐にわたるが、ここでは明確に対立する 2 つの学説のみ紹介することとする。一方で、「著作物が著作者の人格の発露ともいべき永遠の文化遺産であり、かつ一国の貴重な文化的所産であることに鑑み」て「国家的な見地において死亡した著作者の人格的利益をなんらかの形で保護する」と理解する見解がある<sup>49)</sup>。他方で、「60 条は、著作者の生前の人格的利益の保護を十全なものとするために設けられたものであり、その保護法益は、著作者人格権と異なるところはないと理解すべき」という見解もある<sup>50)</sup>。フランスでは、同一性保持権は、死者の推定意思に従わなければならないとしつつ、それが変質することなく作品が公衆に紹介される利益も強調されている<sup>51)</sup>。フランスでは、時とともに、著作者の人格の保護から文化的な遺産の保護へと移行することも予定しているといえる（なお、L.121-3 第 2 項は、文化を担当する大臣を提訴権者に含めている）。このようなフランス法の立場は、フランスの著作者人格権が相続という構成により永続的に保護されていることを背景としている。これに対して、日本では、以下で紹介する通り、著作権法 59 条で著作者人格権を一身専属権とするとともに、著

---

49) 加戸守行『著作権法逐条講義 六訂新版』（著作権情報センター、2013 年）432 頁。

50) 田村善之『著作権法概説 第 2 版』（有斐閣、2001 年）459 頁。

51) N. Binctin, *supra* note 29, n° 149.

作者の死後の人格的利益を保護する提訴権者が限定されており、それらの者が死亡すると提訴権者がいなくなるという法的構成を用いている。したがって、フランスと異なり日本では限られた期間の保護しか予定されていない。その点を考えると、「保護法益は、著作者人格権と異なるところはない」と解する学説に説得力を感じる。

著作者の死後に人格的利益を保護するための措置を認める規定が、著作権法116条である。

116条 ① 著作者又は実演家の死後においては、その遺族（死亡した著作者又は実演家の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ。）は、当該著作者又は実演家について第60条又は第101条の3の規定に違反する行為をする者又はするおそれがある者に対し第112条の請求を、故意又は過失により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為又は第60条若しくは第101条の3の規定に違反する行為をした者に対し前条の請求をすることができる。

（筆者注：112条は差止請求権を認める規定であり、115条は、名誉回復等の措置を認める規定である。）

② 前項の請求をすることができる遺族の順位は、同項に規定する順序とする。ただし、著作者又は実演家が遺言によりその順位を別に定めた場合は、その順序とする。

③ 著作者又は実演家は、遺言により、遺族に代えて第1項の請求をすることができる者を指定することができる。この場合において、その指定を受けた者は、当該著作者又は実演家の死亡の日の属する年の翌年から起算して50年を経過した後（その経過する時に遺族が存する場合にあっては、その存しなくなった後）においては、その請求をすることができない。

（3項の傍線は筆者による。）

116条1項は、「遺族」を提訴権者としているが、この「遺族」という文言により、著作者人格権の相続性は承認されていないものと解されている<sup>52)</sup>。もっとも、同条3項の傍線部にある通り、著作者は、遺言により権利行使者を指定することができる。著作者人格権の相続性が否定されている以上、指定された権利行使者を遺言執行者と呼ぶことはできない。また、フランス知的財産

---

52) 半田正夫『著作権法の研究』（一粒社、1971年）226頁。

法典 L.121-2 条 2 項では、遺言執行者に公表権そのものの行使を認めているが、日本の著作権法 116 条 3 項は、あくまでも著作者の死後になされた 60 条違反の行為に対する救済を認めているに過ぎない。以上のような留意すべき点はあるものの、死者の人格的利益について、死者が遺言で指定した者に権利行使を認める制度が日本法でも用意されているという点は注目に値する。

116 条 1 項に規定されている遺族がいなくなれば、人格的利益の保護のための請求がなされない点にも注意が必要である<sup>53)</sup>。著作者人格権の相続性を認めるか否かの最大の差異はこの点にあるといえるであろう。

遺言執行者という当初設定したテーマに戻ると、フランス法の検討から、公表権について財産の帰属者である相続人とは別の遺言執行者に委ねることにより、被相続人の人格的権利を保護できる点に、公表権という非財産的権利を遺言執行者に委ねるメリットがあるという点が明らかになった。これに対して、日本法は、著作権法 116 条 3 項により遺言により指定された者に、同法 60 条違反の侵害行為に対する救済を求めることとしているが、公表権そのものを遺言により指定された者が委ねられているわけではないので、遺言により被財産的権利の行使者を選任することについて、フランス法と同様のメリットがあるのかどうか、必ずしも明らかではない。もちろん、著作者人格権の相続性を認めるかどうかというレベルから日仏では相違があるため、より巨視的な観点からそれぞれの法的構成の利害得失を検討する必要がある。

## 5 おわりに

以上のように、非財産的権利に遺言事項にすることの意義、そして非財産的権利について遺言執行者に役割を与えることの意義について、日仏の若干の比較と検討を試みてきた。

非財産的権利であっても、フランス社会では、死者が自ら葬送の方法を選択する自由は重要な利益であるとの認識の下、葬送の方法を遺言事項としている。そして、遺言執行者を指定することにより、相続人とは異なる者が、死者の生前の望み通りの葬送を行っているか監視することを可能にしている。被相

---

53) 小倉秀夫・金井重彦編『著作権法コンメンタル』(LexisNexis, 2013 年) 1639 頁〔市川謙〕。

続人の財産が帰属する者とは異なる者が監視することにより、死者の生前の望みを無視することを防いでいる。著作権者人格権の1つである公表権についても、財産の帰属者とは異なる遺言執行者に公表権を付与することにより、死者の生前の希望とは異なる形で著作物を公表されることを防いでいる。

以上のような示唆を得た上で日本法との若干の比較も行った。葬送の自由、著作権者人格権、いずれについても日本では遺言による死者からの非財産的権利の移転を予定していない。もっとも、著作権法においては、同法 59 条により著作権者人格権の一身専属性を承認しつつ、同法 60 条および 116 条により、「遺族」が著作権者の死後の人格的利益を保護することを予定している。そして、同法 116 条 3 項は、「遺言により指定された者」に死者の死後の人格的利益の侵害に対する権利行使を委ねている。

葬送の自由との関係では、日本法において、まさに死者の人格的利益を保護するために、葬送方法を遺言事項として認めるかが問題となる。仮に、遺言事項として認めるのであれば、現在は、原則として葬送方法の決定者が葬儀費用の負担者となっているが、費用負担者を相続財産とすることも検討するべきである。なぜなら、葬送方法を決定しているのが、死亡した者自身であるからである。

著作権者人格権については、日本法では、「遺族」と「遺言により指定された者」がいずれも死亡した場合、死後の著作権者の人格的利益を保護する者はいなくなる。フランスでは、著作権者人格権の一部（公表権、氏名表示権と同一性保持権）に相続性を認めるため、死後の著作権者人格権も相続という構成により永続的な保護が認められる。この点が、日仏の最大の相違であるといえる。相続という私法上の制度に基づいて、死後の著作権者の人格的利益の保護を委ねるのか、それとも長期的には文化財としての保護として、公的な制度に委ねる方がより望ましいのか、そのような問いが死後の著作権者人格権の保護の問題には伏在しているといえる。

本稿では、日本法についてもフランス法についても端緒的な検討しかできず、比較の視点を提示し、問題点を指摘することしかできていない。提示した問いに対する解答を試みることは、今後の課題としたい。